

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (第37号) 2
- 秋田市市民サービスセンター条例 (第38号) 3
- 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 (第39号) 4
- 秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (第40号) 4
- 秋田市リフレッシュガーデン条例 (第41号) 6
- 秋田市雄和市民農園条例の一部を改正する条例 (第42号) ... 7
- 秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (第43号) 7
- 秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例 (第44号) 7
- 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例 (第45号) 9
- 市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例 (第46号) 9
- 秋田市児童館条例の一部を改正する条例 (第47号) 9
- 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (第48号)10
- 秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第49号) ...10
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例 (第50号)10

規 則

- 秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 (第45号)10
- 秋田市市民サービスセンター条例施行規則 (第46号)12
- 秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則 (第47号)12
- 秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則 (第48号)13
- 秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (第49号)13

議 会 規 則

- 秋田市議会会議規則の一部を改正する規則 (第1号)13

農 委 訓 令

- 秋田市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 (第1号)13

告 示

- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について (第233号)14
- 現金取扱員への再委任について (第234号)14
- 市道路線の区域変更および供用開始について (第235号) ...14
- 放置自転車等の撤去および保管について (第236号)14
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について (第237号)14
- 認可地縁団体の告示事項の変更について (第238号)15
- 納税通知書の公示送達について (第239号)15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について (第240号)15
- 身体障害者福祉法による医師の指定について (第241号) ...15
- 配当計算書の公示送達について (第242号)15
- 国民健康保険税督促状の公示送達について (第243号)15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について (第244号)16
- 放置自転車等の撤去および保管について (第245号)16
- 市税督促状の公示送達について (第246号)16
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について (第247号)16
- 生活保護法による医療機関の指定等について (第248号) ...16
- 平成20年12月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について (第249号)17
- 平成20年12月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について (第250号)35
- 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者の指定について (第251号)42
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について (第252号)42
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について (第253号)42
- 市道路線の認定について (第254号)42
- 市道路線の区域決定および供用開始について (第255号) ...43
- 秋田市河辺岩見温泉の指定管理者の指定について (第256号)43
- 秋田市雄和観光交流館等の指定管理者の指定について (第257号)43
- 町および字の区域の変更について (第258号)44
- 住居表示を実施する区域等について (第259号)44

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について (第15号)44

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について

て(第51号)44
 ○秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名について(第52号)44

農 委 告 示

○農業委員会の招集について(第16号)44

上下水道局告示

○指定給水装置工事業者の指定について(第69号)44
 ○指定排水設備工事業者の指定について(第70号)45
 ○指定給水装置工事業者の指定について(第71号)45
 ○指定排水設備工事業者の指定について(第72号)45

公 告

○入札参加希望者の公募について45
 ○平成19年度に地籍調査を行った地域の土地の地図および簿冊の閲覧について46
 ○インフルエンザ定期予防接種について46
 ○開発行為に関する工事の完了について46
 ○秋田農業振興地域整備計画の変更について46
 ○入札参加希望者の公募について47
 ○入札参加希望者の公募について48
 ○中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画を表示する図書の公衆の縦覧について49
 ○放置自転車等の撤去および保管について49
 ○農用地利用集積計画の策定について49
 ○御所野ニュータウン第二十三地区土地区画整理事業の換地処分について49
 ○指定管理者の募集について49

上下水道局公告

○平成20年度下水道の受益者負担金の賦課対象区域について...51

条 例

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第37号

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第9条第1項の規定の趣旨にのっとり、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化および効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例および規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規則その他の規程および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)ならびに地方自治法第252条の17の2第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定により本市が処理することとされた事務について規定する秋田県の条例および規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関(議会を除く。)又はこれらに置かれる機関
 イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
 ウ アおよびイに掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記載されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (8) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (9) 手続等 申請等、縦覧等又は作成等をいう。
 (電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等することとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第4条 市の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にか

かわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第5条 市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をするものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第6条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、市の機関等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

秋田市市民サービスセンター条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第38号

秋田市市民サービスセンター条例

(設置)

第1条 歴史や風土を背景に一体感を持つ地域において、身近な行政サービスの提供および地域に密着した事業の執行により地域の課題を解決するとともに市民の自主的な地域自治活動を促進しおよび生涯学習を支援することにより、住民自治の充実を図るため、秋田市市民サービスセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第155条第1項に規定する支所の機能および法第244条第1項に規定する公の施設の機能を併せ有する施設とする。

(名称、位置および所管区域)

第2条 センターの名称、位置および所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	新屋地区、浜田地区、豊岩地区および下浜地区

(事業)

第3条 センターにおいて行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請の受付、証明書の交付等の窓口業務
- (2) 地域に密着した課題への対応を行うこと。
- (3) 生涯学習を通じた地域づくりの支援を行うこと。
- (4) 地域の市民が自主的に行う健全な地域自治活動の支援を行うこと。
- (5) センターの施設の使用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要と認める事業

(施設)

第4条 センター（法第244条第1項に規定する公の施設の機能を有する部分に限る。以下同じ。）の施設は、次のとおりとする。

センター名	施 設 名
秋田市西部市民サービスセンター	(1) 多目的ホール (2) 和室 (3) 洋室 (4) 音楽室 (5) 調理室 (6) 陶芸工作室 (7) 子育て交流ひろば

(使用の許可)

第5条 別表に掲げるセンターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用料等)

第6条 センターの施設の使用料は、別表に定めるところとする。

2 前項の使用料は、使用を許可する際に徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を後納させることができる。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 使用の許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適當と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第10条 第5条第1項の許可を受けた者は、許可を受けた目的以外にセンターの施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは

は転貸してはならない。
(特別の設備等の許可)

第11条 第5条第1項の許可を受けた者は、センターの施設の使用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
(原状回復の義務)

第12条 センターを使用する者は、その使用を終えたとき又は第9条の規定により使用を停止されたときもしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。
(損害賠償の義務)

第13条 センターを使用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
(指定管理者)

第14条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。
(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。
(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 地域自治活動の促進および地域の団体の育成援助に係る事業に関すること。
(2) センターの使用の許可に関すること。
(3) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
(4) センターの使用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること。
(5) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務
(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年5月7日から施行する。ただし、第5条から第11条までの規定は、同年4月1日から施行する。
(秋田市支所設置条例の一部改正)
- 2 秋田市支所設置条例(昭和29年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。
第2条の表秋田市新屋支所の項を削る。
(秋田市公民館設置条例の一部改正)
- 3 秋田市公民館設置条例(昭和29年秋田市条例第44号)の一部を次のように改正する。
第2条の表秋田市西部公民館の項を削る。

別表(第5条、第6条関係)

施設名	区分	単位	金額
多目的ホール	営利を目的としない場合		無料
	営利を目的と	使用面積500平方メー	2,000円

	する場合	トル未満のもの1時間につき	
		使用面積500平方メートル以上のもの1時間につき	4,000円
和室および洋室	営利を目的としない場合		無料
	営利を目的とする場合	使用面積50平方メートル未満のもの1室1時間につき	200円
使用面積50平方メートル以上のもの1室1時間につき		400円	
音楽室、調理室および陶芸工作室	営利を目的としない場合		無料
	営利を目的とする場合	1室1時間につき	400円

備考

- 1 多目的ホールにおいて照明器具を使用する場合は1時間につき50円(多目的ホールの使用面積が500平方メートル以上であるときは、100円)を、暖房設備を使用する場合は1時間につき800円(多目的ホールの使用面積が500平方メートル以上であるときは、1,600円)を加算する。
- 2 調理室において調理器具を使用する場合は、一式1時間につき150円を加算する。
- 3 陶芸工作室において陶芸窯を使用する場合は、一式1時間につき250円を加算する。
- 4 使用時間が1時間に満たない場合は当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第39号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
秋田市コミュニティセンター条例(昭和54年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

秋田市旭南地区コミュニティセンター	秋田市旭南一丁目15番5号
-------------------	---------------

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第40号

秋田市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
秋田市食品衛生法施行条例(平成12年秋田市条例第10号)の一

部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

- 1 管理運営要領については、次に掲げるところによること。
 - (1) 施設、設備、器具、容器包装および食品等（食品および食品添加物をいう。以下同じ。）の衛生上の取扱いに関する管理運営要領（次号において「管理運営要領」という。）を作成すること。
 - (2) 食品衛生責任者に、管理運営要領に基づいて衛生管理を実施させるとともに、管理運営要領の内容を食品等を取り扱う者（以下「従事者」という。）に周知徹底させること。
- 2 施設等の管理は、次に掲げるところによること。
 - (1) 施設および当該施設の周辺は、営業日ごとに清掃すること。
 - (2) 施設のうち、食品等の製造、加工、調理、包装、貯蔵等を行う室（以下「食品取扱室」という。）には、不要な物品を置かないこと。
 - (3) 食品取扱室に従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、当該者に従事者と同等の衛生に関する措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (4) 食品取扱室の窓および出入口は、開放しないこと。ただし、ほこり又はねずみ、昆虫等が入らないようにする措置を講じた場合は、この限りでない。
 - (5) 食品取扱室において蒸気、熱気等が発生した場合は、当該食品取扱室の換気を行うこと。
 - (6) 食品取扱室は、当該食品取扱室において取り扱う食品等の特性に応じて、温度および湿度を管理すること。
 - (7) 食品取扱室は、採光又は照明装置により、食品等の取扱いに支障のない明るさを確保すること。
 - (8) 食品取扱室においては、動物を飼育しないこと。
 - (9) 貯水槽を使用する場合は、当該貯水槽を清掃し、および清潔に保つこと。
 - (10) 排水設備は、正常な機能を維持するように管理し、および故障し、又は破損した場合は速やかに修理すること。
 - (11) 手洗い設備、洗浄設備その他の設備は、常に使用できる状態とし、および清潔に保つこと。
 - (12) 汚物容器のふたは、汚物を出し入れする場合は除き、閉じておくこと。
 - (13) 温度計、圧力計、流量計等の計器および消毒、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、正常な機能を維持するように管理すること。
 - (14) 洗浄剤、消毒剤又は殺菌剤（以下「洗浄剤等」という。）を使用する場合は、当該洗浄剤等の使用の目的および方法に従うこと。
 - (15) 器具および器具を分解した部品ならびに容器包装は、それぞれ所定の場所に保管すること。
 - (16) 器具は、正常な機能を維持するように管理し、および故障し、又は破損した場合は速やかに修理すること。
 - (17) 器具は、洗浄し、および消毒すること。
 - (18) 使用した清掃用具は、洗浄し、および専用の場所に保管すること。
 - (19) ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、および当該作業の実施状況を記録すること。
 - (20) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等を汚染しないこと。

- (2) 洗浄剤等を充てんした容器に当該洗浄剤等の名称を表示すること。
- 3 給水は、次に掲げるところによること。
 - (1) 水道法（昭和32年法律第177号）又は秋田県小規模水道条例（昭和35年秋田県条例第10号）の規定による水道により供給される水以外の水を使用する場合は、消毒設備の正常な機能を維持するように管理するとともに、保健所長から当該水の水質検査（国又は地方公共団体の衛生試験機関その他別に定める者が行うものに限る。）を受けるべき旨の指示があったときは、これに従うこと。
 - (2) 前号の水質検査の結果、飲用に適しないと認められた場合は、直ちに使用を中止し、飲用に適するようにするために必要な措置を講ずること。
- 4 次項に掲げるものを除くほか、食品等の取扱いは、次に掲げるところによること。
 - (1) 仕入れ又は受注を行う場合は、施設および設備の規模ならびに従事者数に応じて行うこと。
 - (2) 仕入れを行う場合は、品質、鮮度、表示等について点検し、および品質、鮮度、表示等に異常のある食品等は、仕入れないこと。
 - (3) 保管する場合は、その特性に応じた方法によること。
 - (4) 生鮮食品を使用する場合は、所定の場所で付着している土等を取り除くこと。
 - (5) 製造、加工、調理、包装又は保管を行う場合は、汚染を防止すること。
 - (6) 食品添加物を使用する場合は、当該食品添加物の使用の目的および方法に従うこと。
 - (7) 製造、加工又は調理を行う場合は、食品等の特性に応じて温度を管理し、および加熱し、又は冷却する時間を調整すること。
 - (8) 異物および特定原材料（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号トに規定する食品をいう。）の混入を防止するための措置を講ずること。
- 5 食品等および容器包装の運搬は、次に掲げるところによること。
 - (1) 他の貨物と混載する場合は、汚染を防止すること。
 - (2) 食品等の特性に応じた温度および運搬時間とすること。
- 6 従事者の管理は、次に掲げるところによること。
 - (1) 健康状態を把握すること。
 - (2) 保健所長の指示があった場合は、検便を受けさせること。
 - (3) 食品等を介して感染するおそれのある疾病について、当該疾病にかかった場合、当該疾病の病原体を保有していることが判明した場合又は当該疾病にかかっていることが疑われる症状を呈している場合は、その者を器具、容器包装および食品等に接触する作業に従事させないこと。
 - (4) 食品取扱室内においては、指輪、腕時計等を外させ、および清潔な作業衣、帽子および履物を使用させ、ならびにたんづばによる容器包装又は食品等の汚染のおそれがある場合はマスクを着用させること。
 - (5) 作業前、用便後および手指が汚染された場合は、手指の洗浄および消毒を行わせること。
 - (6) 所定の場所以外の場所で着替え、喫煙、食事等をさせないこと。
- 7 自ら行う衛生に関する検査等は、次に掲げるところによること。

- (1) 少なくとも毎年1回、製品が法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準および規格ならびに市長が定める基準に適合するかどうかを検査し、ならびに当該検査の記録を1年間保存すること。
- (2) 飲食店営業において、一度に20食以上の食品を調理する場合は、調理した食品の種類ごとに検食用の食品を容器に入れ、当該検食用の食品を摄氏10度以下で72時間以上保存すること。
- 8 食品衛生責任者および衛生教育に関する事項は、次に掲げるところによること。
- (1) 食品衛生責任者がある管理する作業に関し衛生上支障のある事実を発見した場合は、直ちに報告させること。
- (2) 食品衛生責任者に、市長が行う講習会又は市長が適正と認めた講習会を受講させること。
- (3) 食品衛生管理者又は食品衛生責任者に、従事者に対して製造等に関する衛生教育を行わせること。
- 9 食品等の回収は、次に掲げるところによること。
- (1) 販売する食品等に食品衛生上の問題が発生した場合において当該食品等を速やかに回収する体制を整備すること。
- (2) 回収した食品等について、他の食品等と区別して保管し、廃棄その他の必要な措置を講ずること。
- 10 情報の提供等は、次に掲げるところによること。
- (1) 消費者に対し、食品等の安全性に関する情報の提供に努めること。
- (2) 自ら製造し、輸入し、もしくは販売した食品等に起因して発生した食中毒患者等の情報又は当該食品等に係る法令違反の情報を得た場合は、保健所長に、当該情報を直ちに報告すること。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市リフレッシュガーデン条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第41号

秋田市リフレッシュガーデン条例

(設置)

第1条 勤労者をはじめとする市民にスポーツに親しむ場を提供し、もってスポーツの振興および市民の健康の増進に資するため、秋田市リフレッシュガーデン（以下「リフレッシュガーデン」という。）を秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号に設置する。

(施設)

第2条 リフレッシュガーデンの施設は、次のとおりとする。

- (1) ゴルフコース
- (2) クラブハウス

(利用の許可)

第3条 リフレッシュガーデンを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、リフレッシュガーデンの管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第4条 リフレッシュガーデンの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、リフレッシュガーデンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第13条の規定によりリフレッ

シュガーデンの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の承認を受けた利用料金をリフレッシュガーデンにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、リフレッシュガーデンの利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 利用の許可条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外にリフレッシュガーデンを利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、リフレッシュガーデンの利用を終えたとき又は第9条の規定により利用を停止されたときもしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、リフレッシュガーデンの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、リフレッシュガーデンの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開場時間および休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、リフレッシュガーデンの管理を行わな

なければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リフレッシュガーデンの利用の許可に関すること。
 - (2) リフレッシュガーデンの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
 - (3) リフレッシュガーデンの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がリフレッシュガーデンの管理運営上必要と認める業務
- (委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

施 設	区 分	単 位	金 額
ゴルフコース	平日	1人1日に	1,600円
	日曜日、土曜日 および休日	つき	2,600円
		1人1月に つき	10,000円

備考

- 1 18歳未満の者の1人1日の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、100円とする。
- 2 この表において「平日」とは、日曜日、土曜日および休日以外の日をいう。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 4 この表に掲げる利用料金の額には、ゴルフ場利用税の額を含まない。

秋田市雄和市民農園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第42号

秋田市雄和市民農園条例の一部を改正する条例

秋田市雄和市民農園条例(平成16年秋田市条例第108号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市市民農園条例

第1条中「秋田市雄和市民農園」を「秋田市市民農園」に改める。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条第1項中「1平方メートル当たり100円」を「、別表第2に定めるとおり」に改める。

別表に次のように加える。

秋田市仁井田地区 市民農園	秋田市仁井田字小中島163番地1 ほか
------------------	------------------------

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第4条関係)

名 称	使 用 料	
	単 位	金 額
秋田市雄和奥椿岱地区第一市民農園	1平方メー	100円
秋田市雄和前椿岱地区市民農園	トルにつき	100円
秋田市雄和奥椿岱地区第二市民農園		100円
秋田市仁井田地区市民農園		110円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第43号

秋田市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市中央卸売市場業務条例(昭和49年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第44条中「第56条」を「第56条第1項」に改める。

第45条第3項第7号中「取扱い方法」を「取扱方法」に改め、同項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 委託手数料に関する事項

第55条第1項中「第56条で規定する」を削る。

第56条を次のように改める。

(委託手数料の率)

第56条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に卸売業者が定める率を乗じて得た金額とする。

2 卸売業者は、前項に規定する委託手数料の率を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 第1項に規定する委託手数料の率は、規則で定める取扱品目ごとに定めるものとする。

4 卸売業者は、第1項に規定する委託手数料の率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。

5 市長は、第1項に規定する委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に当該委託手数料の率の変更を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号)第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の秋田市中央卸売市場業務条例第45条および第56条の規定による委託手数料の率の届出その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第44号

秋田市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例
 秋田市道路占用等に関する条例（昭和43年秋田市条例第9号）
 の一部を次のように改正する。
 第2条の見出しを「(占用許可の表示)」に改め、同条中「第32

条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同条に次のただし書を加える。
 ただし、表示することが困難な場合その他の事由により市長
 が表示する必要がないと認める場合は、この限りでない。
 別表中備考以外の部分を次のように改める。

占 用 物 件		占 用 料		
		単 位	金 額 (円)	
法第32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630	
	第2種電柱		970	
	第3種電柱		1,300	
	第1種電話柱		560	
	第2種電話柱		900	
	第3種電話柱		1,200	
	その他の柱類		56	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ き1年	6	
	地下に設ける電線その他の線類		3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トルにつき1年	340	
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所 郵便差出箱および信書便差出箱	1個につき1年	1,100	
			470	
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	2,000	
	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1年	1,100	
法第32条第1項第2号 に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ き1年	24	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340	
	外径が1メートル以上のもの		670	
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設		占用面積1平方メー トルにつき1年	1,100	
法第32条第1項第5号 に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて 得た額	
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて 得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて 得た額	
	上空に設ける通路		1,000	
	地下に設ける通路		600	
その他のもの		1,100		
法第32条第1項第6号 に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける もの	占用面積1平方メー トルにつき1日	20	
	その他のもの	占用面積1平方メー トルにつき1月	200	
政令第7条第1号に掲 げる物件	看板（アーチであるも のを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トルにつき1月	200
		その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1年	2,000
	標識		1本につき1年	900

	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20
		その他のもの	1本につき1月	200
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	20
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	200
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000	
	その他のもの		1,000	
政令第7条第2号に掲げる工事用施設および同条第3号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	200
政令第7条第4号に掲げる仮設建築物および同条第5号に掲げる施設				110
政令第7条第6号に掲げる施設ならびに同条第7号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	
政令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第10号および第11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	

別表の備考の6中「第7条第9号および第10号」を「第7条第10号および第11号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第45号

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例（平成7年秋田市条例第35号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正）
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2土地区画整理審議会委員（秋田駅東拠点地区土地区画整理事業に係るものを除く。）の項中「土地区画整理審議会委員（秋田駅東拠点地区土地区画整理事業に係るものを除く。）」を「土地区画整理審議会委員」に改め、同表土地区画整理審議会委員（秋田駅東拠点地区土地区画整理事業に係るものに限る。）

の項を削る。

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第46号

市立秋田総合病院使用料および手数料条例の一部を改正する条例

市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3号中「140,000円」を「170,000円」に、「160,000円」を「190,000円」に、「80,000円」を「110,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成21年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の市立秋田総合病院使用料および手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は利用に係る使用料から適用し、同日前の診療又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第47号

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市旭南児童館の項中「秋田市旭南一丁目15番1号」を「秋田市旭南一丁目15番5号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第48号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営および選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例

第1条中「第141条第8項」の次に「、第142条第11項」を加え、「法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用の公営および法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成」を「選挙運動」に改める。

第2条中「選挙運動用自動車」を「法第141条第1項第1号の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）」に改める。

第9条を第12条とする。

第8条中「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条中「第8条」を「第11条」に、「選挙運動用ポスター」を「法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）」に改め、同条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公営）

第6条 秋田市長の選挙における候補者は、7円30銭に法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払）

第8条 市は、秋田市長の選挙における候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円30銭を超える場合には、7円30銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであるこ

とにつき、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第49号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第50号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「および特別委員会」を「、特別委員会又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査もしくは議会の運営に関し協議もしくは調整を行うための場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第45号

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年秋田市条例第37号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、市長等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又は市長に置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの

ウ アおよびイに掲げるもののほか、手続等に関する権限を有するもの

(2) 電子署名 電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(申請等の公表)

第3条 市長は、条例およびこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により市長等に対して行う申請等について、あらかじめ、その申請等の名称、根拠となる条例等の名称および条項その他必要な事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長の定めるところにより、市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項および当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

(1) 入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって次のいずれかに該当するものを併せて送信する措置

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項および第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が定める電子証明書

(2) 市長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、前項各号に掲げる措置とする。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、市長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、および市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 条例等の規定により同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 市長等は、第1項の規定により申請等を行う者が当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、市長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市長等は、条例第4条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市長等は、条例第5条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法によるものとする。

2 条例第5条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年3月1日から施行する。

(秋田市市税条例施行規則の一部改正)

2 秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

第7条中「、法」を「、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に改める。

秋田市市民サービスセンター条例施行規則をここに公布する。
平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第46号

秋田市市民サービスセンター条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間および休館日）

第2条 秋田市市民サービスセンター（以下「センター」という。）の各施設の開館時間および休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間もしくは休館日を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

施設名	開館時間	休館日
多目的ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
子育て交流ひろば	午前9時から午後5時まで	

（使用許可申請）

第3条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は、秋田市市民サービスセンター使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書の提出は、使用しようとする最初の日から起算して3日前までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書）

第4条 市長は、許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、秋田市市民サービスセンター使用許可書を交付するものとする。

（使用の中止等の届出）

第5条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、使用を中止し、又は使用の許可の内容を変更しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（使用料の減免申請）

第6条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、秋田市市民サービスセンター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付申請）

第7条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、秋田市市民サービスセンター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開館時間等）

第8条 条例第14条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合のセンターの開館時間および休館日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開館時間を変更し、又は臨時の休館日を設けることができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年5月7日から施行する。ただし、第3条から第7条までの規定は、同年4月1日から施行する。

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第47号

秋田市リフレッシュガーデン条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開場時間）

第2条 秋田市リフレッシュガーデン（以下「リフレッシュガーデン」という。）の開場時間は、午前7時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休場日）

第3条 リフレッシュガーデンの休場日は、12月1日から翌年の3月31日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

（利用許可申請）

第4条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、リフレッシュガーデン利用許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（利用許可書）

第5条 市長は、許可申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、リフレッシュガーデン利用許可書を交付するものとする。

（利用の中止の届出）

第6条 条例第3条第1項の許可を受けた者は、利用を中止しようとするときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（利用料金の承認申請）

第7条 条例第4条第1項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第6条第1項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、リフレッシュガーデン利用料金（変更）承認申請書に利用料金の算定根拠を明らかにした書類その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の開場時間等）

第8条 条例第13条の規定によりリフレッシュガーデンの管理を指定管理者に行わせる場合のリフレッシュガーデンの開場時間および休場日については、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第2条に規定する開場時間もしくは第3条に規定する休場日を変更し、又は臨時の休場日を設けることができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第48号

秋田市道路占用等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市道路占用等に関する規則（平成12年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号を次のように改める。

(1) 応急仮設住宅

第8条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）および地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第49号

秋田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市国民健康保険条例施行規則（昭和58年秋田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の2項を加える。

2 条例第5条第1項ただし書の規定により出産育児一時金の加算を受けようとする者は、前項の申請書に健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産（次項において「特定出産」という。）であると市長が認める際に必要となる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定による申請に係る出産が特定出産であると認めるときは、条例第5条第1項本文に規定する出産育児一時金に3万円を加算して支給するものとする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

議 会 規 則

秋田市議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月25日

秋田市議会議長 加 賀 谷 正 美

秋田市議会議規則第1号

秋田市議会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会議規則（昭和42年秋田市議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第160条を第161条とする。

第8章を第9章とする。

第159条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第7章中同条を第160条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 協議又は調整を行うための場

（協議又は調整を行うための場）

第159条 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、その名称、目的、構成員、招集権者および期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。附則の次に次の別表を加える。

別表（第159条関係）

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	市政の重要な事項又は議会の運営に係る基本的な事項に関する協議	全議員	議長
各派会長会議	議会の運営に関する協議又は総合調整	議長、副議長 および各党派の代表者	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農 委 訓 令

秋田市農業委員会訓令第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年12月18日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

秋田市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市農業委員会事務局処務規程（昭和44年秋田市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第31条」を「第29条」に改める。

第2条第1項第12号中「自作農維持資金および農地等取得資金」を「農業関係制度資金」に改め、同項第13号中「農業者年金および」を「農業者年金の資格得喪および普及啓発ならびに」に改め、同項第23号を次のように改める。

② 地域農業活性化推進事業および農地流動化対策事業に関すること。

第2条第1項第24号および第25号を削り、同条第2項中「分掌で各係の」を「の事務局内における」に、「局長」を「事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第233号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年12月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度介護保険料納入通知書
平成20年度介護保険料督促状

秋田市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基

- 1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	浜田西出小屋 4号線	秋田市浜田字西出小屋30番地先 秋田市浜田字西出小屋74番地先	78.00	2.00 ～ 6.00
		浜田西出小屋 4号線	秋田市浜田字西出小屋30番地先 秋田市浜田字西出小屋74番地先		78.00
	新	浜田西出小屋 4号線	秋田市浜田字西出小屋30番地先 秋田市浜田字西出小屋74番地先	78.00	1.82 ～ 1.82
		浜田西出小屋 4号線	秋田市浜田字西出小屋30番地先 秋田市浜田字西出小屋74番地先		78.00

- 2 供用開始の期日
平成20年12月3日
- 3 縦覧期間
平成20年12月3日から
平成20年12月17日まで

秋田市告示第236号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年12月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成20年11月16日から平成20年11月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで

づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成20年12月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
加賀谷 誠	川辺 栄	市立体育館および附属地の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務

秋田市告示第235号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月3日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成20年12月19日から平成21年6月19日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第237号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年12月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第238号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
小高町内会
- 2 認可年月日
平成16年7月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の住所
変更前 河辺町北野田高屋字小高39番地
変更後 秋田市河辺北野田高屋字小高39番地
事務所の住所
変更前 河辺町北野田高屋字小高46番地1
変更後 秋田市河辺北野田高屋字小高46番地1
- 4 変更年月日
平成17年1月11日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第239号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送

達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年12月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第240号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
小高町内会
- 2 認可年月日
平成16年7月28日
- 3 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 本会の区域は、河辺町北野田高屋字小高、北野田高屋字務沢の区域とする。
変更後 本会の区域は、秋田市河辺北野田高屋字小高および同市河辺北野田高屋字務沢の区域とする。
- 4 変更年月日
平成17年1月11日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第241号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により告示する。

平成20年12月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
内科 循環器科	宗 久 雅 人	秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6番17号
消化器科	中 根 邦 夫	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号
神経内科	谷 卓	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1
神経内科	柴 野 健	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地の1
耳鼻咽喉科	福 井 奈 緒 子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字連沼44番地2

秋田市告示第242号

次の配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、配当計算書は財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年12月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
タイ王国

新 名 正 夫

- 2 送達する書類名
配当計算書 1通

秋田市告示第243号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年12月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成20年12月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
萱森町内会
- 2 認可年月日
平成16年10月5日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 伊 藤 優
秋田市河辺岩見字萱森151番地3
変更後 鎌 田 英 文
秋田市河辺岩見字萱森63番地
- 4 変更年月日
平成19年1月1日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第245号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成20年12月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成20年12月1日から平成20年12月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年1月5日から平成21年7月5日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第246号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年12月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成19年度市税督促状
平成20年度市税督促状

秋田市告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年12月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
株 式 会 社 ラ ッ ク	秋田市將軍野東四丁目1番14号	平成20年 11月17日
小規模多機能型 居宅介護事業所 た ん せ え	秋田市土崎港北一丁目13番37号	平成20年 11月1日
御野場病院デイ サービスセンター	秋田市御野場四丁目3番4号	平成20年 10月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
合 同 会 社 グ レ イ ス	秋田市広面字小 沼古川端431番 地	秋田市河辺諸井 字下諸井32番地 2	平成20年 10月1日

秋田市告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成20年12月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
しょうぐんの薬局	秋田市將軍野南一丁目10番60号	平成20年11月4日

2 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
株 式 会 社 グ リ ー ン 薬 局	秋田市外旭川字三後田200番地	平成20年11月4日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
しょうぐんの薬局	秋田市將軍野南三丁目10番8号	平成20年11月2日
今泉歯科医院	秋田市仁井田露見町6番25号	平成20年10月30日

秋田市告示第249号

平成20年12月1日の「平成20年12月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成20年12月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成19年度秋田市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 市 税		円 47,038,859,000	円 50,561,672,398	円 47,203,659,578	円 220,056,334	円 3,140,128,997	円 164,800,578
	1 市 民 税	21,437,457,000	22,656,455,754	21,636,017,248	73,832,444	948,169,973	198,560,248
	2 固定資産税	21,673,660,000	23,867,804,024	21,627,798,357	140,755,909	2,099,822,758	△45,861,643
	3 軽自動車税	431,849,000	467,910,481	430,366,737	3,650,981	33,928,363	△1,482,263
	4 市たばこ税	2,109,486,000	2,116,645,364	2,116,645,364	0	0	7,159,364
	5 鉱 産 税	9,869,000	9,844,400	9,844,400	0	0	△24,600
	6 特別土地 保有 税	2,000	21,664,300	0	0	21,664,300	△2,000
	7 入 湯 税	33,497,000	33,045,675	33,045,675	0	0	△451,325
	8 事業所税	1,343,039,000	1,388,302,400	1,349,941,797	1,817,000	36,543,603	6,902,797
2 地方譲与税		1,207,593,000	1,214,028,722	1,214,028,722	0	0	6,435,722
	1 自動車重量 譲 与 税	833,304,000	847,058,000	847,058,000	0	0	13,754,000
	2 地方道路 譲 与 税	291,428,000	292,637,000	292,637,000	0	0	1,209,000
	3 特別とん 譲 与 税	35,662,000	30,994,722	30,994,722	0	0	△4,667,278
	4 航空機燃料 譲 与 税	47,199,000	43,339,000	43,339,000	0	0	△3,860,000
3 利子割交付金		170,187,000	166,695,000	166,695,000	0	0	△3,492,000
	1 利 子 割 交 付 金	170,187,000	166,695,000	166,695,000	0	0	△3,492,000
4 配当割交付金		151,971,000	112,892,000	112,892,000	0	0	△39,079,000
	1 配 当 割 交 付 金	151,971,000	112,892,000	112,892,000	0	0	△39,079,000

5 株式等譲渡所得割交付金	55,797,000	49,909,000	49,909,000	0	0	△5,888,000
1 株式等譲渡所得割交付金	55,797,000	49,909,000	49,909,000	0	0	△5,888,000
6 地方消費税交付金	3,341,776,000	3,341,898,000	3,341,898,000	0	0	122,000
1 地方消費税交付金	3,341,776,000	3,341,898,000	3,341,898,000	0	0	122,000
7 ゴルフ場利用税交付金	87,108,000	80,698,275	80,698,275	0	0	△6,409,725
1 ゴルフ場利用税交付金	87,108,000	80,698,275	80,698,275	0	0	△6,409,725
8 自動車取得税交付金	318,125,000	319,820,000	319,820,000	0	0	1,695,000
1 自動車取得税交付金	318,125,000	319,820,000	319,820,000	0	0	1,695,000
9 国有提供施設等所在市助成交付金	9,450,000	9,485,000	9,485,000	0	0	35,000
1 国有提供施設等所在市助成交付金	9,450,000	9,485,000	9,485,000	0	0	35,000
10 地方特例交付金	386,000,000	295,527,000	295,527,000	0	0	△90,473,000
1 地方特例交付金	122,076,000	137,484,000	137,484,000	0	0	15,408,000
2 特別交付金	263,924,000	158,043,000	158,043,000	0	0	△105,881,000
11 地方交付税	20,679,000,000	20,551,062,000	20,551,062,000	0	0	△127,938,000
1 地方交付税	20,679,000,000	20,551,062,000	20,551,062,000	0	0	△127,938,000
12 交通安全対策特別交付金	110,000,000	98,894,000	98,894,000	0	0	△11,106,000
1 交通安全対策特別交付金	110,000,000	98,894,000	98,894,000	0	0	△11,106,000
13 分担金及び負担金	1,129,263,000	1,129,016,535	1,030,228,529	4,714,991	94,073,015	△99,034,471
1 分担金	2,645,000	1,073,560	1,073,560	0	0	△1,571,440
2 負担金	1,126,618,000	1,127,942,975	1,029,154,969	4,714,991	94,073,015	△97,463,031
14 使用料及び手数料	2,236,442,000	2,279,611,272	2,129,922,992	0	149,688,280	△106,519,008
1 使用料	1,380,849,000	1,471,908,052	1,322,229,772	0	149,678,280	△88,619,228
2 手数料	855,593,000	807,703,220	807,693,220	0	10,000	△47,899,780
15 国庫支出金	13,404,785,000	13,016,010,220	12,188,746,220	0	827,264,000	△1,216,038,780
1 国庫負担金	9,717,683,000	9,477,752,249	9,437,072,249	0	40,680,000	△280,610,751
2 国庫補助金	3,581,765,000	3,440,330,648	2,653,746,648	0	786,584,000	△928,018,352
3 委託金	105,337,000	97,927,323	97,927,323	0	0	△7,409,677

16 県支出金		5,538,929,000	5,382,475,438	5,377,275,438	0	5,200,000	△161,653,562
1 県負担金		2,362,161,000	2,290,527,330	2,290,527,330	0	0	△71,633,670
2 県補助金		2,399,057,000	2,280,812,711	2,275,612,711	0	5,200,000	△123,444,289
3 委託金		777,711,000	811,135,397	811,135,397	0	0	33,424,397
17 財産収入		500,384,000	588,397,261	583,114,884	0	5,282,377	82,730,884
1 財産運用収入		306,834,000	351,151,210	345,868,833	0	5,282,377	39,034,833
2 財産売払収入		193,550,000	237,246,051	237,246,051	0	0	43,696,051
18 寄附金		60,000	1,152,350	1,152,350	0	0	1,092,350
1 寄附金		60,000	1,152,350	1,152,350	0	0	1,092,350
19 繰入金		3,376,181,000	1,499,898,000	1,499,898,000	0	0	△1,876,283,000
1 特別会計繰入金		69,306,000	68,081,000	68,081,000	0	0	△1,225,000
2 基金繰入金		3,306,875,000	1,431,817,000	1,431,817,000	0	0	△1,875,058,000
20 繰越金		1,581,573,000	1,581,573,228	1,581,573,228	0	0	228
1 繰越金		1,581,573,000	1,581,573,228	1,581,573,228	0	0	228
21 諸収入		6,118,238,000	6,215,020,900	6,074,517,764	8,944,877	131,574,093	△43,720,236
1 延滞金、加算金及び過料		18,956,000	19,657,295	19,673,129	0	0	717,129
2 市預金利子		4,028,000	27,434,783	27,434,783	0	0	23,406,783
3 貸付金元利収入		4,996,559,000	4,900,715,061	4,887,599,154	0	13,115,907	△108,959,846
4 受託事業収入		167,260,000	141,906,869	141,906,869	0	0	△25,353,131
5 雑入		931,435,000	1,125,306,892	997,903,829	8,944,877	118,458,186	66,468,829
22 市債		10,528,300,000	8,074,500,000	8,074,500,000	0	0	△2,453,800,000
1 市債		10,528,300,000	8,074,500,000	8,074,500,000	0	0	△2,453,800,000
歳入合計		117,970,021,000	116,570,236,599	111,985,497,980	233,716,202	4,353,210,762	△5,984,523,020

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		円 725,987,000	円 706,016,392	円 0	円 19,970,608	円 19,970,608
1 議会費		725,987,000	706,016,392	0	19,970,608	19,970,608

2 総務費	14,745,555,000	13,984,167,960	36,708,000	724,679,040	761,387,040
1 総務管理費	12,624,708,000	11,966,388,736	36,708,000	621,611,264	658,319,264
2 徴税費	1,197,904,000	1,167,280,873	0	30,623,127	30,623,127
3 戸籍住民基本台帳費	320,316,000	316,767,111	0	3,548,889	3,548,889
4 選挙費	419,817,000	363,115,765	0	56,701,235	56,701,235
5 統計調査費	82,235,000	77,070,864	0	5,164,136	5,164,136
6 監査委員費	100,575,000	93,544,611	0	7,030,389	7,030,389
3 民生費	31,930,804,000	31,092,733,974	0	838,070,026	838,070,026
1 社会福祉費	14,811,581,000	14,231,588,067	0	579,992,933	579,992,933
2 児童福祉費	9,135,558,000	8,928,185,994	0	207,372,006	207,372,006
3 生活保護費	7,919,446,000	7,869,375,245	0	50,070,755	50,070,755
4 国民年金費	61,529,000	60,894,668	0	634,332	634,332
5 災害救助費	2,690,000	2,690,000	0	0	0
4 衛生費	8,636,249,000	8,320,256,254	0	315,992,746	315,992,746
1 環境衛生費	319,089,000	302,445,923	0	16,643,077	16,643,077
2 保健所費	2,123,589,000	1,961,881,170	0	161,707,830	161,707,830
3 清掃費	4,167,483,000	4,056,675,550	0	110,807,450	110,807,450
4 病院費	1,579,613,000	1,579,613,000	0	0	0
5 上水道費	266,168,000	266,168,000	0	0	0
6 食肉衛生検査所費	180,307,000	153,472,611	0	26,834,389	26,834,389
5 労働費	409,902,000	406,916,963	0	2,985,037	2,985,037
1 労働諸費	409,902,000	406,916,963	0	2,985,037	2,985,037
6 農林水産業費	2,038,648,000	1,813,622,214	7,050,000	217,975,786	225,025,786
1 農業費	1,643,094,000	1,460,838,604	7,050,000	175,205,396	182,255,396
2 林業費	395,554,000	352,783,610	0	42,770,390	42,770,390
7 商工費	5,991,406,000	5,746,563,392	0	244,842,608	244,842,608
1 商工費	5,991,406,000	5,746,563,392	0	244,842,608	244,842,608

8 土 木 費	21,781,640,000	17,941,185,906	2,105,039,000	1,735,415,094	3,840,454,094
1 土木管理費	458,669,000	409,802,086	0	48,866,914	48,866,914
2 道 路 橋りょう費	6,064,950,000	4,608,562,445	678,449,000	777,938,555	1,456,387,555
3 河 川 費	254,873,000	192,171,291	29,325,000	33,376,709	62,701,709
4 港 湾 費	148,611,000	144,637,668	0	3,973,332	3,973,332
5 都市計画費	7,775,212,000	5,936,689,205	1,038,707,000	799,815,795	1,838,522,795
6 下 水 道 費	5,688,949,000	5,688,949,000	0	0	0
7 住 宅 費	1,390,376,000	960,374,211	358,558,000	71,443,789	430,001,789
9 消 防 費	3,358,519,000	3,313,535,572	0	44,983,428	44,983,428
1 消 防 費	3,358,519,000	3,313,535,572	0	44,983,428	44,983,428
10 教 育 費	11,819,545,000	10,841,875,840	379,232,000	598,437,160	977,669,160
1 教育総務費	2,301,887,000	2,131,775,039	0	170,111,961	170,111,961
2 小 学 校 費	3,129,757,000	2,903,004,487	44,944,000	181,808,513	226,752,513
3 中 学 校 費	2,126,408,000	1,687,874,739	334,288,000	104,245,261	438,533,261
4 高等学校費	806,788,000	775,624,631	0	31,163,369	31,163,369
5 社会教育費	2,144,962,000	2,081,100,937	0	63,861,063	63,861,063
6 保健体育費	498,067,000	468,615,172	0	29,451,828	29,451,828
7 専修学校費	99,788,000	98,510,946	0	1,277,054	1,277,054
8 短期大学費	711,888,000	695,369,889	0	16,518,111	16,518,111
11 災害復旧費	158,314,000	40,614,000	73,540,000	44,160,000	117,700,000
1 農林水産施設 災害復旧費	92,593,000	21,577,050	55,150,000	15,865,950	71,015,950
2 公共土木施設 災害復旧費	65,719,000	19,036,950	18,390,000	28,292,050	46,682,050
3 教育施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12 公 債 費	16,320,356,000	16,280,453,231	0	39,902,769	39,902,769
1 公 債 費	16,320,356,000	16,280,453,231	0	39,902,769	39,902,769
13 諸 支 出 金	1,000	0	0	1,000	1,000
1 雑 支 出	1,000	0	0	1,000	1,000

14 予 備 費	53,095,000	0	0	53,095,000	53,095,000
1 予 備 費	53,095,000	0	0	53,095,000	53,095,000
歳 出 合 計	117,970,021,000	110,487,941,698	2,601,569,000	4,880,510,302	7,482,079,302

歳入歳出差引残額 1,497,556,282円

平成19年度秋田市土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国庫支出金		円 892,735,000	円 892,735,000	円 756,795,000	円 0	円 135,940,000	円 △135,940,000
1 国庫補助金		892,735,000	892,735,000	756,795,000	0	135,940,000	△135,940,000
2 換地清算金		3,167,000	12,904,580	5,385,807	0	7,518,773	2,218,807
1 換地清算金		3,167,000	12,904,580	5,385,807	0	7,518,773	2,218,807
3 財産収入		1,000	14,338,388	12,493,711	0	1,844,677	12,492,711
1 財産売払 収 入		1,000	14,338,388	12,493,711	0	1,844,677	12,492,711
4 繰入金		1,342,951,000	1,342,951,000	1,196,291,000	0	146,660,000	△146,660,000
1 繰入金		1,342,951,000	1,342,951,000	1,196,291,000	0	146,660,000	△146,660,000
5 繰越金		75,371,000	169,770,245	169,770,245	0	0	94,399,245
1 繰越金		75,371,000	169,770,245	169,770,245	0	0	94,399,245
6 諸収入		1,000	0	0	0	0	△1,000
1 延滞金、 加算金、 及び過料		1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		2,314,226,000	2,432,699,213	2,140,735,763	0	291,963,450	△173,490,237

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 事業費		円 2,308,726,000	円 1,976,960,024	円 282,600,000	円 49,165,976	円 331,765,976
1 土地区画 整理費		2,308,726,000	1,976,960,024	282,600,000	49,165,976	331,765,976
2 公債費		4,500,000	2,665,785	0	1,834,215	1,834,215
1 公債費		4,500,000	2,665,785	0	1,834,215	1,834,215
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000

	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		2,314,226,000	1,979,625,809	282,600,000	52,000,191	334,600,191

歳入歳出差引残額 161,109,954円

平成19年度秋田市市有林会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	県支出金	円 4,011,000	円 4,239,801	円 4,239,801	円 0	円 0	円 228,801
	1 県補助金	4,011,000	4,239,801	4,239,801	0	0	228,801
2	財産収入	3,842,000	9,328,427	9,328,427	0	0	5,486,427
	1 財産運用 収 入	2,898,000	3,128,217	3,128,217	0	0	230,217
	2 財産売払 収 入	379,000	2,557,110	2,557,110	0	0	2,178,110
	3 分収林収入	565,000	3,643,100	3,643,100	0	0	3,078,100
3	繰入金	132,539,000	129,539,000	129,539,000	0	0	△3,000,000
	1 繰入金	132,539,000	129,539,000	129,539,000	0	0	△3,000,000
4	繰越金	1,000	5,521,666	5,521,666	0	0	5,520,666
	1 繰越金	1,000	5,521,666	5,521,666	0	0	5,520,666
5	諸収入	538,000	345,304	345,304	0	0	△192,696
	1 雑入	538,000	345,304	345,304	0	0	△192,696
6	市債	19,300,000	18,900,000	18,900,000	0	0	△400,000
	1 市債	19,300,000	18,900,000	18,900,000	0	0	△400,000
歳入合計		160,231,000	167,874,198	167,874,198	0	0	7,643,198

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 37,803,000	円 37,254,397	円 0	円 548,603	円 548,603
	1 総務管理費	37,803,000	37,254,397	0	548,603	548,603
2	事業費	33,433,000	30,915,817	0	2,517,183	2,517,183
	1 造林事業費	33,433,000	30,915,817	0	2,517,183	2,517,183

3 公債費	86,515,000	86,295,488	0	219,512	219,512
1 公債費	86,515,000	86,295,488	0	219,512	219,512
4 諸支出金	1,983,000	1,982,971	0	29	29
1 分収交付金	1,983,000	1,982,971	0	29	29
5 予備費	497,000	0	0	497,000	497,000
1 予備費	497,000	0	0	497,000	497,000
歳出合計	160,231,000	156,448,673	0	3,782,327	3,782,327

歳入歳出差引残額 11,425,525円

平成19年度秋田市市営墓地会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		円 37,610,000	円 41,707,770	円 41,654,049	円 0	円 53,721	円 4,044,049
	1 使用料	20,318,000	24,377,800	24,377,800	0	0	4,059,800
	2 手数料	17,292,000	17,329,970	17,276,249	0	53,721	△15,751
2 繰越金		1,000	16,039,619	16,039,619	0	0	16,038,619
	1 繰越金	1,000	16,039,619	16,039,619	0	0	16,038,619
3 諸収入		70,000	118,794	118,794	0	0	48,794
	1 雑入	70,000	118,794	118,794	0	0	48,794
歳入合計		37,681,000	57,866,183	57,812,462	0	53,721	20,131,462

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		円 37,077,000	円 31,939,008	円 0	円 5,137,992	円 5,137,992
	1 総務管理費	36,451,000	31,939,008	0	4,511,992	4,511,992
	2 繰出費	626,000	0	0	626,000	626,000
2 公債費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公債費	100,000	0	0	100,000	100,000
3 予備費		504,000	0	0	504,000	504,000

	1 予 備 費	504,000	0	0	504,000	504,000
歳 出 合 計		37,681,000	31,939,008	0	5,741,992	5,741,992

歳入歳出差引残額 25,873,454円

平成19年度秋田市中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	円 279,495,000	円 275,118,579	円 270,713,019	円 0	円 4,405,560	円 △8,781,981
	1 使用料	249,494,000	275,115,879	270,710,319	0	4,405,560	△8,783,681
	2 手数料	1,000	2,700	2,700	0	0	1,700
2	繰入金	179,158,000	179,158,000	179,158,000	0	0	0
	1 繰入金	179,158,000	179,158,000	179,158,000	0	0	0
3	繰越金	1,000	21,388,779	21,388,779	0	0	21,387,779
	1 繰越金	1,000	21,388,779	21,388,779	0	0	21,387,779
4	諸収入	194,452,000	192,683,430	190,396,463	0	2,286,967	△4,055,537
	1 貸付金 元利収入	84,350,000	84,636,275	84,636,275	0	0	286,275
	2 雑収入	110,102,000	108,047,155	105,760,188	0	2,286,967	△4,341,812
歳 入 合 計		653,106,000	668,348,788	661,656,261	0	6,692,527	8,550,261

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 457,199,000	円 418,003,474	円 0	円 39,195,526	円 39,195,526
	1 総務管理費	457,199,000	418,003,474	0	39,195,526	39,195,526
2	事業費	11,000,000	10,515,750	0	484,250	484,250
	1 中央卸売市場 施設整備費	11,000,000	10,515,750	0	484,250	484,250
3	公債費	183,907,000	183,570,043	0	336,957	336,957
	1 公債費	183,907,000	183,570,043	0	336,957	336,957
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000

歳 出 合 計	653,106,000	612,089,267	0	41,016,733	41,016,733
---------	-------------	-------------	---	------------	------------

歳入歳出差引残額 49,566,994円

平成19年度秋田市農業集落排水会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	分担金及び負担金	50,502,000	41,372,029	40,972,529	102,000	297,500	△9,529,471
	1 分 担 金	50,502,000	41,372,029	40,972,529	102,000	297,500	△9,529,471
2	使用料及び手数料	153,024,000	154,325,979	151,652,125	191,780	2,482,074	△1,371,875
	1 使 用 料	153,024,000	154,325,979	151,652,125	191,780	2,482,074	△1,371,875
3	国庫支出金	30,600,000	30,255,000	30,255,000	0	0	△345,000
	1 国庫補助金	30,600,000	30,255,000	30,255,000	0	0	△345,000
4	県支出金	415,010,000	358,450,000	358,450,000	0	0	△56,560,000
	1 県補助金	415,010,000	358,450,000	358,450,000	0	0	△56,560,000
5	財産収入	10,000	364,607	364,607	0	0	354,607
	1 財 産 運 用 収 入	10,000	364,607	364,607	0	0	354,607
6	繰入金	338,233,000	327,970,000	327,970,000	0	0	△10,263,000
	1 一般会計 繰入金	327,764,000	318,200,000	318,200,000	0	0	△9,564,000
	2 基金繰入金	10,469,000	9,770,000	9,770,000	0	0	△699,000
7	繰越金	222,000	26,508,702	26,508,702	0	0	26,286,702
	1 繰越金	222,000	26,508,702	26,508,702	0	0	26,286,702
8	諸収入	2,004,000	6,738,728	6,738,728	0	0	4,734,728
	1 雑 入	2,004,000	6,738,728	6,738,728	0	0	4,734,728
9	市 債	502,300,000	371,200,000	371,200,000	0	0	△131,100,000
	1 市 債	502,300,000	371,200,000	371,200,000	0	0	△131,100,000
	歳 入 合 計	1,491,905,000	1,317,185,045	1,314,111,691	293,780	2,779,574	△177,793,309

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 177,289,000	円 175,183,006	円 0	円 2,105,994	円 2,105,994
	1 総務管理費	177,289,000	175,183,006	0	2,105,994	2,105,994
2	事業費	922,060,000	730,111,829	0	191,948,171	191,948,171
	1 農業集落 排水事業費	810,620,000	671,568,864	0	139,051,136	139,051,136
	2 個別排水処理 事業費	111,440,000	58,542,965	0	52,897,035	52,897,035
3	公債費	392,056,000	390,545,187	0	1,510,813	1,510,813
	1 公債費	392,056,000	390,545,187	0	1,510,813	1,510,813
4	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		1,491,905,000	1,295,840,022	0	196,064,978	196,064,978

歳入歳出差引残額 18,271,669円

平成19年度秋田市大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	円 61,599,000	円 65,348,325	円 65,348,325	円 0	円 0	円 3,749,325
	1 使用料	61,599,000	65,348,325	65,348,325	0	0	3,749,325
2	寄附金	1,000	22,000	22,000	0	0	21,000
	1 寄附金	1,000	22,000	22,000	0	0	21,000
3	繰入金	314,688,000	301,288,000	301,288,000	0	0	△13,400,000
	1 繰入金	314,688,000	301,288,000	301,288,000	0	0	△13,400,000
4	繰越金	3,849,000	3,897,786	3,897,786	0	0	48,786
	1 繰越金	3,849,000	3,897,786	3,897,786	0	0	48,786
5	諸収入	8,941,000	8,126,038	8,126,038	0	0	△814,962
	1 雑入	8,941,000	8,126,038	8,126,038	0	0	△814,962
6	市債	167,400,000	167,200,000	167,200,000	0	0	△200,000

	1 市 債	167,400,000	167,200,000	167,200,000	0	0	△200,000
歳 入 合 計		556,478,000	545,882,149	545,882,149	0	0	△10,595,851

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 328,942,000	円 324,667,441	円 0	円 4,274,559	円 4,274,559
	1 総務管理費	328,942,000	324,667,441	0	4,274,559	4,274,559
2 事業費		188,627,000	175,171,188	0	13,455,812	13,455,812
	1 動物園 施設整備費	188,627,000	175,171,188	0	13,455,812	13,455,812
3 公債費		37,909,000	34,348,648	0	3,560,352	3,560,352
	1 公債費	37,909,000	34,348,648	0	3,560,352	3,560,352
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		556,478,000	534,187,277	0	22,290,723	22,290,723

歳入歳出差引残額 11,694,872円

平成19年度秋田市廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 発電収入		円 164,419,000	円 162,819,458	円 162,819,458	円 0	円 0	円 △1,599,542
	1 発電収入	164,419,000	162,819,458	162,819,458	0	0	△1,599,542
2 繰越金		8,326,000	8,326,762	8,326,762	0	0	762
	1 繰越金	8,326,000	8,326,762	8,326,762	0	0	762
歳 入 合 計		172,745,000	171,146,220	171,146,220	0	0	△1,598,780

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 36,613,000	円 36,613,000	円 0	円 0	円 0
	1 総務管理費	36,613,000	36,613,000	0	0	0

2 繰 出 金	68,680,000	68,081,000	0	599,000	599,000
1 一般会計 繰 出 金	68,680,000	68,081,000	0	599,000	599,000
3 公 債 費	67,452,000	66,451,246	0	1,000,754	1,000,754
1 公 債 費	67,452,000	66,451,246	0	1,000,754	1,000,754
歳 出 合 計	172,745,000	171,145,246	0	1,599,754	1,599,754

歳入歳出差引残額 974円

平成19年度秋田市国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

(事 業 勘 定)

歳 入

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国民健康保険税		円 9,248,790,000	円 13,969,665,813	円 9,300,431,942	円 571,960,191	円 4,098,646,180	円 51,641,942
1 国民健康 保 險 税		9,248,790,000	13,969,665,813	9,300,431,942	571,960,191	4,098,646,180	51,641,942
2 使用料及び手数料		2,000	2,100	2,100	0	0	100
1 手 数 料		2,000	2,100	2,100	0	0	100
3 国庫支出金		7,986,617,000	7,927,148,806	7,927,148,806	0	0	△59,468,194
1 国庫負担金		5,877,161,000	5,818,685,856	5,818,685,856	0	0	△58,475,144
2 国庫補助金		2,109,456,000	2,108,462,950	2,108,462,950	0	0	△993,050
4 療養給付費交付金		6,521,248,000	6,512,587,921	6,512,587,921	0	0	△8,660,079
1 療養給付費 交 付 金		6,521,248,000	6,512,587,921	6,512,587,921	0	0	△8,660,079
5 県支出金		1,375,794,000	1,220,263,865	1,220,263,865	0	0	△155,530,135
1 県負担金		112,595,000	106,420,145	106,420,145	0	0	△6,174,855
2 県補助金		1,263,199,000	1,113,843,720	1,113,843,720	0	0	△149,355,280
6 共同事業交付金		3,168,328,000	3,310,732,434	3,310,732,434	0	0	142,404,434
1 共同事業 交 付 金		3,168,328,000	3,310,732,434	3,310,732,434	0	0	142,404,434
7 繰 入 金		2,328,417,000	2,296,907,341	2,296,907,341	0	0	△31,509,659
1 一般会計 繰 入 金		2,328,417,000	2,296,907,341	2,296,907,341	0	0	△31,509,659
8 繰 越 金		272,579,000	272,579,709	272,579,709	0	0	709
1 繰 越 金		272,579,000	272,579,709	272,579,709	0	0	709

9 諸 収 入		20,426,000	40,664,071	40,241,907	27,832	394,332	19,815,907
1 延滞金、 加算金 及び過料		1,126,000	915,000	915,000	0	0	△211,000
2 預金利子		1,000	0	0	0	0	△1,000
3 雑 入		19,299,000	39,749,071	39,326,907	27,832	394,332	20,027,907
歳 入 合 計		30,922,201,000	35,550,552,060	30,880,896,025	571,988,023	4,099,040,512	△41,304,975

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総 務 費		円 281,937,000	円 272,864,564	円 0	円 9,072,436	円 9,072,436
	1 総務管理費	182,028,000	181,337,761	0	690,239	690,239
	2 徴 税 費	96,767,000	88,499,370	0	8,267,630	8,267,630
	3 運 営 協議会費	199,000	170,415	0	28,585	28,585
	4 収納率向上 特別対策 事業費	2,943,000	2,857,018	0	85,982	85,982
2 保険給付費		20,328,018,000	20,294,011,411	0	34,006,589	34,006,589
	1 療養諸費	18,451,654,000	18,445,932,436	0	5,721,564	5,721,564
	2 高額療養費	1,682,662,000	1,654,378,975	0	28,283,025	28,283,025
	3 移 送 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児 諸 費	82,600,000	82,600,000	0	0	0
	5 葬祭諸費	111,100,000	111,100,000	0	0	0
3 老人保健拠出金		5,308,063,000	5,308,061,211	0	1,789	1,789
	1 老人保健 拠 出 金	5,308,063,000	5,308,061,211	0	1,789	1,789
4 介護納付金		1,384,885,000	1,384,884,073	0	927	927
	1 介護納付金	1,384,885,000	1,384,884,073	0	927	927
5 共同事業拠出金		3,098,142,000	2,890,916,106	0	207,225,894	207,225,894
	1 共 同 事 業 拠 出 金	3,098,142,000	2,890,916,106	0	207,225,894	207,225,894
6 保健事業費		141,917,000	133,261,880	0	8,655,120	8,655,120
	1 保健事業費	141,917,000	133,261,880	0	8,655,120	8,655,120

7 公 債 費		96,000,000	94,821,570	0	1,178,430	1,178,430
1 公 債 費		96,000,000	94,821,570	0	1,178,430	1,178,430
8 諸 支 出 金		90,055,000	81,673,551	0	8,381,449	8,381,449
1 償還金及び 還付加算金		90,054,000	81,673,551	0	8,380,449	8,380,449
2 一部負担金		1,000	0	0	1,000	1,000
9 予 備 費		193,184,000	0	0	193,184,000	193,184,000
1 予 備 費		193,184,000	0	0	193,184,000	193,184,000
歳 出 合 計		30,922,201,000	30,460,494,366	0	461,706,634	461,706,634

歳入歳出差引残額 420,401,659円

平成19年度秋田市老人保健医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 支払基金交付金		円 16,240,874,000	円 16,088,151,637	円 16,088,151,637	円 0	円 0	円 △152,722,363
1 支 払 基 金 交 付 金		16,240,874,000	16,088,151,637	16,088,151,637	0	0	△152,722,363
2 国庫支出金		9,625,077,000	9,813,573,123	9,813,573,123	0	0	188,496,123
1 国庫負担金		9,617,157,000	9,805,653,123	9,805,653,123	0	0	188,496,123
2 国庫補助金		7,920,000	7,920,000	7,920,000	0	0	0
3 県支出金		2,442,150,000	2,389,209,391	2,389,209,391	0	0	△52,940,609
1 県負担金		2,442,150,000	2,389,209,391	2,389,209,391	0	0	△52,940,609
4 繰入金		2,417,921,000	2,417,921,000	2,417,921,000	0	0	0
1 繰入金		2,417,921,000	2,417,921,000	2,417,921,000	0	0	0
5 繰越金		399,961,000	399,961,705	399,961,705	0	0	705
1 繰越金		399,961,000	399,961,705	399,961,705	0	0	705
6 諸収入		26,315,000	31,558,086	31,088,179	0	469,907	4,773,179
1 雑収入		26,315,000	31,558,086	31,088,179	0	469,907	4,773,179
歳 入 合 計		31,152,298,000	31,140,374,942	31,139,905,035	0	469,907	△12,392,965

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 50,049,000	円 47,949,797	円 0	円 2,099,203	円 2,099,203
	1 総務管理費	50,049,000	47,949,797	0	2,099,203	2,099,203
2	医療諸費	31,037,856,000	30,871,651,575	0	166,204,425	166,204,425
	1 医療諸費	31,037,856,000	30,871,651,575	0	166,204,425	166,204,425
3	公債費	10,000,000	1,722,566	0	8,277,434	8,277,434
	1 公債費	10,000,000	1,722,566	0	8,277,434	8,277,434
4	諸支出金	14,393,000	14,391,290	0	1,710	1,710
	1 償還金及び 還付加算金	14,393,000	14,391,290	0	1,710	1,710
5	予備費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
	1 予備費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
歳出合計		31,152,298,000	30,935,715,228	0	216,582,772	216,582,772

歳入歳出差引残額 204,189,807円

平成19年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	繰入金	円 1,778,000	円 787,949	円 787,949	円 0	円 0	円 △990,051
	1 繰入金	1,778,000	787,949	787,949	0	0	△990,051
2	繰越金	20,490,000	83,424,116	83,424,116	0	0	62,934,116
	1 繰越金	20,490,000	83,424,116	83,424,116	0	0	62,934,116
3	諸収入	44,748,000	70,647,081	44,991,063	0	25,656,018	243,063
	1 貸付金 元利収入	44,747,000	69,858,081	44,984,763	0	24,873,318	237,763
	2 雑収入	1,000	789,000	6,300	0	782,700	5,300
4	市債	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 市債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		67,017,000	154,859,146	129,203,128	0	25,656,018	62,186,128

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	円 66,517,000	円 36,643,055	円 0	円 29,873,945	円 29,873,945
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	66,517,000	36,643,055	0	29,873,945	29,873,945
2	公債費	500,000	1,894	0	498,106	498,106
	1 公債費	500,000	1,894	0	498,106	498,106
歳出合計		67,017,000	36,644,949	0	30,372,051	30,372,051

歳入歳出差引残額 92,558,179円

平成19年度秋田市介護保険事業会計歳入歳出決算書
(保険事業勘定)

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	保険料	円 3,449,025,000	円 3,588,450,234	円 3,423,802,938	円 48,535,578	円 121,722,906	円 △25,222,062
	1 介護保険料	3,449,025,000	3,588,450,234	3,423,802,938	48,535,578	121,722,906	△25,222,062
2	手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	国庫支出金	4,463,634,000	4,190,624,151	4,190,624,151	0	0	△273,009,849
	1 国庫負担金	3,511,332,000	3,130,811,000	3,130,811,000	0	0	△380,521,000
	2 国庫補助金	952,302,000	1,059,813,151	1,059,813,151	0	0	107,511,151
4	支払基金交付金	5,503,733,000	5,475,758,452	5,475,758,452	0	0	△27,974,548
	1 支払基金交付金	5,503,733,000	5,475,758,452	5,475,758,452	0	0	△27,974,548
5	県支出金	2,248,094,000	2,446,737,575	2,446,737,575	0	0	198,643,575
	1 県負担金	2,194,582,000	2,394,492,000	2,394,492,000	0	0	199,910,000
	2 県補助金	53,512,000	52,245,575	52,245,575	0	0	△1,266,425
6	財産収入	8,264,000	8,264,959	8,264,959	0	0	959
	1 基金運用収入	8,264,000	8,264,959	8,264,959	0	0	959
7	繰入金	2,547,548,000	2,508,117,235	2,508,117,235	0	0	△39,430,765
	1 一般会計繰入金	2,547,548,000	2,508,117,235	2,508,117,235	0	0	△39,430,765

8 繰越金		285,762,000	285,762,956	285,762,956	0	0	956
1 繰越金		285,762,000	285,762,956	285,762,956	0	0	956
9 諸収入		3,000	1,885,342	1,885,342	0	0	1,882,342
1 延滞金、 加算金 及び過料		1,000	148,000	148,000	0	0	147,000
2 雑収入		2,000	1,737,342	1,737,342	0	0	1,735,342
歳入合計		18,506,064,000	18,505,600,904	18,340,953,608	48,535,578	121,722,906	△165,110,392

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 292,704,000	円 275,595,867	円 0	円 17,108,133	円 17,108,133
1 総務管理費		292,704,000	275,595,867	0	17,108,133	17,108,133
2 保険給付費		17,556,663,000	17,472,541,272	0	84,121,728	84,121,728
1 介護サービス 等諸費		16,149,948,000	16,149,947,448	0	552	552
2 介護予防 サービス等諸費		436,690,000	358,387,372	0	78,302,628	78,302,628
3 高額介護 サービス等費		251,123,000	251,122,128	0	872	872
4 特定入所者 介護サービス 等費		684,172,000	684,171,644	0	356	356
5 その他諸費		34,730,000	28,912,680	0	5,817,320	5,817,320
3 財政安定化基金拠出金		17,750,000	17,677,450	0	72,550	72,550
1 財政安定化 基金拠出金		17,750,000	17,677,450	0	72,550	72,550
4 地域支援事業費		269,931,000	260,419,628	0	9,511,372	9,511,372
1 介護予防 事業費		14,700,000	7,786,152	0	6,913,848	6,913,848
2 包括的支援 事業・任意 事業費		255,231,000	252,633,476	0	2,597,524	2,597,524
5 基金積立金		292,224,000	242,224,000	0	50,000,000	50,000,000
1 基金積立金		292,224,000	242,224,000	0	50,000,000	50,000,000
6 公債費		8,365,000	8,364,333	0	667	667
1 公債費		1,000,000	1,000,000	0	0	0
2 財政安定化 基金償還金		7,365,000	7,364,333	0	667	667

7 諸支出金	58,427,000	57,401,508	0	1,025,492	1,025,492
1 償還金及び還付加算金	58,427,000	57,401,508	0	1,025,492	1,025,492
8 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳出合計	18,506,064,000	18,334,224,058	0	171,839,942	171,839,942

歳入歳出差引残額 6,729,550円

秋田市告示第250号

平成20年12月19日の「平成20年12月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成20年12月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成20年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成20年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,170,073千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,843,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		19,533,000	412,619	19,945,619
	1 地方交付税	19,533,000	412,619	19,945,619
13 分担金及び負担金		1,075,054	3,049	1,078,103
	2 負担金	1,074,267	3,049	1,077,316
15 国庫支出金		12,950,384	143,757	13,094,141
	1 国庫負担金	9,689,319	3,289	9,692,608
	2 国庫補助金	3,167,888	140,468	3,308,356
16 県支出金		5,208,851	67,798	5,276,649
	2 県補助金	2,055,346	67,798	2,123,144
20 繰越金		900,650	353,550	1,254,200
	1 繰越金	900,650	353,550	1,254,200
22 市債		10,711,900	189,300	10,901,200
	1 市債	10,711,900	189,300	10,901,200

歳 入 合 計	113,673,866	1,170,073	114,843,939
---------	-------------	-----------	-------------

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,823,276	243,780	14,067,056
	1 総務管理費	11,507,674	240,000	11,747,674
	2 徴税費	1,616,824	3,780	1,620,604
3 民 生 費		32,649,051	294,814	32,943,865
	1 社会福祉費	15,519,506	294,814	15,814,320
4 衛 生 費		8,209,224	286,229	8,495,453
	2 保健所費	1,815,976	15,055	1,831,031
	3 清掃費	4,210,957	271,174	4,482,131
7 商 工 費		5,908,037	27,286	5,935,323
	1 商工費	5,908,037	27,286	5,935,323
8 土 木 費		18,175,462	132,014	18,307,476
	2 道路橋りょう費	4,807,354	112,514	4,919,868
	3 河川費	144,491	19,500	163,991
9 消 防 費		3,498,619	5,746	3,504,365
	1 消防費	3,498,619	5,746	3,504,365
10 教 育 費		11,564,025	180,204	11,744,229
	1 教育総務費	1,921,319	36,418	1,957,737
	2 小学校費	2,597,372	120,359	2,717,731
	3 中学校費	2,762,154	10,797	2,772,951
	7 専修学校費	98,984	12,630	111,614
歳 出 合 計		113,673,866	1,170,073	114,843,939

第2表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外 部 監 査 実 施 経 費	平成20年度～平成21年度	10,995
自 転 車 等 駐 車 場 土 地 借 上 料	平成20年度～平成23年度	1,530
老 人 福 祉 関 連 サ ー ビ ス 委 託 経 費 等	平成20年度～平成21年度	13,197
河 辺 保 育 所 (仮 称) 整 備 事 業	平成20年度～平成21年度	8,386
知 事 選 挙 ポ ス タ ー 掲 示 場 撤 去 費	平成20年度～平成21年度	1,169
秋 田 北 中 学 校 解 体 経 費	平成20年度～平成21年度	101,441
施 設 設 備 管 理 費 及 び 機 器 使 用 料 等 (平 成 2 0 年 度 設 定 文 書 法 制 課 分)	平成20年度～平成21年度	2,042
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 人 事 課 分)	平成20年度～平成21年度	5,074
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 防 災 対 策 課 分)	平成20年度～平成21年度	766
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 企 画 調 整 課 分)	平成20年度～平成21年度	29,874
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 情 報 統 計 課 分)	平成20年度～平成21年度	135,523
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 東 京 事 務 所 分)	平成20年度～平成21年度	12,700
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 財 政 課 分)	平成20年度～平成21年度	3,780
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 契 約 課 分)	平成20年度～平成21年度	75
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 管 財 課 分)	平成20年度～平成21年度	146,885
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 市 民 税 課 分)	平成20年度～平成21年度	9,214
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 地 籍 調 査 室 分)	平成20年度～平成21年度	192
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 生 活 総 務 課 分)	平成20年度～平成21年度	37,023
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 市 民 課 分)	平成20年度～平成21年度	14,374
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 地 域 振 興 課 分)	平成20年度～平成21年度	53,417
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 土 崎 支 所 分)	平成20年度～平成21年度	3,529
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 新 屋 支 所 分)	平成20年度～平成21年度	109
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 河 辺 市 民 セ ン タ ー 分)	平成20年度～平成21年度	7,152
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 雄 和 市 民 セ ン タ ー 分)	平成20年度～平成21年度	7,173
同 上 (平 成 2 0 年 度 設 定 河 辺 地 域 活 動 セ ン タ ー 分)	平成20年度～平成21年度	1,269

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定雄和地域活動センター分)	平成20年度～平成21年度	1,269
同 上 (平成20年度設定福祉総務課分)	平成20年度～平成21年度	139,595
同 上 (平成20年度設定食肉衛生検査所分)	平成20年度～平成21年度	3,713
同 上 (平成20年度設定保健総務課分)	平成20年度～平成21年度	42,143
同 上 (平成20年度設定環境総務課分)	平成20年度～平成21年度	1,858,994
同 上 (平成20年度設定商業観光課分)	平成20年度～平成21年度	53,566
同 上 (平成20年度設定工業労政課分)	平成20年度～平成21年度	219,549
同 上 (平成20年度設定港湾貿易振興課分)	平成20年度～平成21年度	87,692
同 上 (平成20年度設定農林総務課分)	平成20年度～平成21年度	8,687
同 上 (平成20年度設定建設総務課分)	平成20年度～平成21年度	68,521
同 上 (平成20年度設定都市総務課分)	平成20年度～平成21年度	779,730
同 上 (平成20年度設定美短事務局総務課分)	平成20年度～平成21年度	59,678
同 上 (平成20年度設定会計課分)	平成20年度～平成21年度	101
同 上 (平成20年度設定議会事務局分)	平成20年度～平成21年度	2,866
同 上 (平成20年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成20年度～平成21年度	114
同 上 (平成20年度設定教育委員会総務課分)	平成20年度～平成21年度	161,536
同 上 (平成20年度設定学事課分)	平成20年度～平成21年度	145,843
同 上 (平成20年度設定教育研究所分)	平成20年度～平成21年度	30,859
同 上 (平成20年度設定文化振興室分)	平成20年度～平成21年度	2,870
同 上 (平成20年度設定スポーツ振興課分)	平成20年度～平成21年度	152,850
同 上 (平成20年度設定生涯学習室分)	平成20年度～平成21年度	62,785
同 上 (平成20年度設定中央公民館分)	平成20年度～平成21年度	3,456
同 上 (平成20年度設定土崎公民館分)	平成20年度～平成21年度	538
同 上 (平成20年度設定東部公民館分)	平成20年度～平成21年度	185
同 上 (平成20年度設定南部公民館分)	平成20年度～平成21年度	150
同 上 (平成20年度設定北部公民館分)	平成20年度～平成21年度	235
同 上 (平成20年度設定河辺公民館分)	平成20年度～平成21年度	146

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定雄和公民館分)	平成20年度～平成21年度	404
同 上 (平成20年度設定太平山自然学習センター分)	平成20年度～平成21年度	32,064
同 上 (平成20年度設定自然科学学習館分)	平成20年度～平成21年度	9,113
同 上 (平成20年度設定中央図書館明德館分)	平成20年度～平成21年度	15,866
同 上 (平成20年度設土崎図書館分)	平成20年度～平成21年度	5,005
同 上 (平成20年度設定新屋図書館分)	平成20年度～平成21年度	4,408
同 上 (平成20年度設定雄和図書館分)	平成20年度～平成21年度	369
同 上 (平成20年度設定千秋美術館分)	平成20年度～平成21年度	78,402
同 上 (平成20年度設赤れんが郷土館分)	平成20年度～平成21年度	6,010
同 上 (平成20年度設定民俗芸能伝承館分)	平成20年度～平成21年度	4,804
同 上 (平成20年度設佐竹史料館分)	平成20年度～平成21年度	4,826
同 上 (平成20年度設定文化会館分)	平成20年度～平成21年度	87,220
同 上 (平成20年度設定商業高校分)	平成20年度～平成21年度	12,755
同 上 (平成20年度設定御所野学院高校分)	平成20年度～平成21年度	1,350
同 上 (平成20年度設定消防本部総務課分)	平成20年度～平成21年度	63,028

第3表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	1,213,900	43,800	1,257,700			
道 路 橋 り ょ う 費	2,230,700	80,200	2,310,900			
小 学 校 費	218,500	65,300	283,800			
計	10,711,900	189,300	10,901,200			

平成20年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第2号)
平成20年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第2号)は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定)	平成20年度～平成21年度	15,231

平成20年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）
平成20年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。
（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成20年度設定）	平成20年度～平成21年度	36,283

平成20年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第1号）
平成20年度秋田市の農業集落排水会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）
第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正
（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成20年度設定環境総務課分）	平成20年度～平成21年度	7,842
同上 （平成20年度設定農林総務課分）	平成20年度～平成21年度	152,524

平成20年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）
平成20年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ443,218千円とする。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		318,955	14,822	333,777
	1 繰入金	318,955	14,822	333,777
4 繰越金		1	2,405	2,406
	1 繰越金	1	2,405	2,406
歳 入 合 計		425,991	17,227	443,218

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		334,421	17,227	351,648
	1 総務管理費	334,421	17,227	351,648

歳 出 合 計	425,991	17,227	443,218
---------	---------	--------	---------

第2表 債務負担行為 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定)	平成20年度～平成21年度	16,366

平成20年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)
平成20年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定)	平成20年度～平成21年度	35,070

平成20年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)
平成20年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,215,555千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491,756

第1表 歳入歳出予算補正 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 共同事業交付金		3,696,988	491,756	4,188,744
	1 共同事業交付金	3,696,988	491,756	4,188,744
歳 入 合 計		28,723,799	491,756	29,215,555

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 共同事業拠出金		3,338,105	491,756	3,829,861
	1 共同事業拠出金	3,338,105	491,756	3,829,861
歳 出 合 計		28,723,799	491,756	29,215,555

平成20年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第1号)
平成20年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成20年度～平成21年度	216,810
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成20年度設定福祉総務課分)	平成20年度～平成21年度	32,655

平成20年度秋田市病院事業会計補正予算(第1号)
(総則)

第1条 平成20年度秋田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成20年度秋田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成20年度から21年度まで	660,391千円

平成20年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)
(総則)

第1条 平成20年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成20年度秋田市水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成20年度から21年度まで	587,632千円
配水管整備事業	平成20年度から21年度まで	319,000千円

平成20年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)
(総則)

第1条 平成20年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 平成20年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成20年度から21年度まで	486,975千円
管渠建設事業	平成20年度から21年度まで	100,000千円

秋田市告示第251号

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年秋田市条例第45号)第10条の規定により告示する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 施設名 秋田市太平山スキー場
太平山リゾート公園
- 2 指定管理者 秋田市仁別字マンタラメ213番地
太平山観光開発株式会社
代表取締役社長 伊 藤 高
- 3 指定の期間 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第252号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)
(1) 担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
さくら薬局	秋田市広面字碓79番地3	平成21年 1月1日

秋田市告示第253号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成20年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成20年度介護保険料納入通知書
平成20年度介護保険料督促状

秋田市告示第254号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20955	東通館ノ越11号線	秋田市東通館ノ越156番22地先 秋田市東通館ノ越23番7地先	
20956	仁井田福島33号線	秋田市仁井田福島一丁目132番1地先 秋田市仁井田福島一丁目183番6地先	
30854	高陽青柳町6号線	秋田市高陽青柳町183番8地先 秋田市高陽青柳町183番12地先	
60841	八田館腰2号線	秋田市下浜八田字館腰69番地先 秋田市下浜八田字館腰69番地先	
60842	新屋松美町24号線	秋田市新屋松美町165番403地先 秋田市新屋松美町165番405地先	
80455	太平目長崎2号線	秋田市太平目長崎字目長崎185番2地先 秋田市太平目長崎字目長崎175番地先	

2 縦覧期間

平成20年12月26日
平成21年1月16日

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成20年12月26日

秋田市告示第255号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	東通館ノ越11号線	秋田市東通館ノ越156番22地先 秋田市東通館ノ越23番7地先	388.20	6.00 ～ 6.70
市道	仁井田福島33号線	秋田市仁井田福島一丁目132番1地先 秋田市仁井田福島一丁目183番6地先	109.00	6.00
市道	高陽青柳町6号線	秋田市高陽青柳町183番8地先 秋田市高陽青柳町183番12地先	53.00	6.00
市道	八田館腰2号線	秋田市下浜八田字館腰69番地先 秋田市下浜八田字館腰69番地先	61.00	10.00 ～ 17.50
市道	新屋松美町24号線	秋田市新屋松美町165番403地先 秋田市新屋松美町165番405地先	49.40	6.00
市道	太平目長崎2号線	秋田市太平目長崎字目長崎185番2地先 秋田市太平目長崎字目長崎175番地先	315.00	9.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成20年12月26日

秋田市中通二丁目2番32号
株式会社東北ダイケン秋田支店
支配人 佐々木 正 和

3 縦覧期間

平成20年12月26日
平成21年1月16日

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第256号

秋田市河辺岩見温泉の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成20年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第257号

秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成20年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 施設名

秋田市河辺岩見温泉

1 施設名

(1) 秋田市雄和観光交流館

2 指定管理者

(2) 秋田市雄和里の家

- (3) 秋田市雄和観光農産物加工所
- (4) 秋田市雄和ふるさと温泉
- (5) 秋田市雄和コテージ
- (6) 秋田市雄和サイクリングターミナル

2 指定管理者

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
株式会社雄和振興公社
代表取締役 伊 藤 憲 一

3 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

秋田市告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、秋田市の区域内の別図1（省略）に示す町および字の区域を別図2（省略）に示すとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、平成21年2月1日から効力を生ずるものとする。

平成20年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第259号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第3項の規定に基づき、住居表示を実施する区域等について、次のとおり告示する。

平成20年12月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 住居表示を実施する区域

別添住居表示新旧対照図（省略）のとおり

2 実施期日

平成21年2月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号

別添住居表示新旧対照図（省略）のとおり

5 住居番号

新町名	新番	新号	旧町名	旧番地	旧番号
御所野地蔵田 四丁目	31	1	四ツ小屋末戸 松本字地蔵田	27	4

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

平成20年12月18日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成20年12月15日

秋田市教育委員会

委員長 齊 藤 宣 子

付議案件

- 1 平成21年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成20年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 50分の1の数 5,374人

2 3分の1の数 89,564人

秋市選管告示第52号

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第2条第3項の規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成20年12月25日

秋田市選挙管理委員会

秋田市榎山石塚町4番15号 金 持 巽

農 委 告 示

秋田市農委告示第16号

平成20年12月17日午後2時 秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成20年12月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 案 件 秋田市新城区道川字脇ノ沢26番地の2 古木武夫の農地法第3条の規定による許可申請に関する件 外19件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第69号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年12月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
布袋水明社	中山 英樹	秋田県湯沢市成沢字中ノ沢 5-21

2 指定年月日

平成20年12月18日

秋田市上下水道局告示第70号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年12月18日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
布 袋 水 明 社	中山 英樹	秋田県湯沢市成沢字中ノ沢 5-21

2 指定期間

平成20年12月18日から平成23年12月17日

秋田市上下水道局告示第71号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成20年12月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所 在 地
松 岡 設 備 サ ー ビ ス	松岡 秀樹	秋田市旭川新藤田西町1番 3号

2 指定年月日

平成20年12月25日

秋田市上下水道局告示第72号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成20年12月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
松 岡 設 備 サ ー ビ ス	松岡 秀樹	秋田市旭川新藤田西町1番 3号

2 指定期間

平成20年12月25日から平成23年12月24日

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年12月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 物件名

秋田市立中学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借

(2) 物品名および数量

デスクトップ型パソコン59台、ノート型パソコン9台、モノクロレーザプリンタ4台、カラーレーザプリンタ2台、インクジェットプリンタ（A4）5台、インクジェットプリンタ（A3）2台、イメージスキャナ2台、無線アクセスポイント12台、無線LANカード9台、アプリケーションソフト等（インストール含む。）1式

(3) 納入期限 平成20年12月31日(水)

(4) 納入場所 秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

(1) 日 時 平成20年12月15日(月) 午前10時30分

(2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

3 契約に関する事項

(1) 契 約 期 間 契約した日から平成27年12月31日まで

(2) 賃貸借期間 平成21年1月1日から平成27年12月31日まで

4 入札参加に必要な資格

(1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

(2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること（上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

5 入札参加申し込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、入札説明書等配付資料（物品の仕様書含む。）を受領し、平成20年12月11日(木)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税・固定資産税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済通知書」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）

オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し

※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リー

- ス料率の部分を伏せた写しを添付すること。
- (2) 入札説明書等配付資料受領場所 秋田市教育委員会学事課
- (3) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- (4) 申込書等の受け付け
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成20年12月2日(火)から平成20年12月11日(休)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所
秋田市教育委員会学事課

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成20年12月12日(金)午後に行う。

7 その地

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市教育委員会学事課学事担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第70号）第3条第1項第4号の規定に基づき、平成19年度に地籍調査を行った地域の土地について、地図および簿冊を作成したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

平成20年12月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 調査を行った地域 秋田市河辺北野田高屋字雷谷地の全部、字榊表の一部、字黒沼下堤下の一部、河辺和田字北条ヶ崎の一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図・地籍簿（案）
- 3 閲覧期間 平成20年12月3日から同年12月22日までの土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日。ただし、出張閲覧は12月7日(日)に行くこととする。
- 4 閲覧時間（出張閲覧を除く。） 午前9時から午後5時まで
- 5 閲覧場所 河辺市民センター2階 閲覧会場
- 6 出張閲覧場所 秋田市河辺北野田高屋 新栄町町内会館
12月7日(日) 午前9時から午後3時まで
- 7 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申し出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 地図は、平成19年8月測量、簿冊は、平成20年11月10日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年12月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
佐々木 香 奈	今村記念クリニック 秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地
佐藤 雅 俊 戸 田 洋 志 田 青 慈 菅 原 多 恵	中通総合病院 秋田市南通みその町3番15号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成20年9月29日付け秋田市指令第7433号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成20年12月3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市千秋矢留町2番40号
株式会社J A新あきたライフサービス
代表取締役 佐々木 忠 治
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市外旭川字神田608番38、608番39、608番40の内、608番42の内および608番43の内

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

秋田市の住民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、秋田市に意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成21年1月5日の翌日から起算して15日以内に秋田市にこれを申し出ることができる。

平成20年12月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成20年12月4日
至 平成21年1月5日
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 農用地利用計画の案の縦覧場所
秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成20年12月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境賃貸借第19号 大気環境自動測定記録計借上
(2) 物品名・数量	硫酸化物・浮遊粒子状物質自動測定記録計 1セット
(3) 仕様書	別紙のとおり
(4) 納入場所	山王大気測定局 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所本庁舎3階
(5) 賃貸借期間	平成21年3月1日から平成26年2月28日まで
(6) 納入期限	平成21年2月28日
(7) 入札参加要件	①秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。 ②上記物品の納入、設置が可能で賃貸借契約を行えること（上記物品の納入、設置のできる①の業者が、賃貸借契約の可能な①の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）。 ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(8) 入札参加申込み	
受付期間	平成20年12月10日(水)から平成20年12月16日(火)まで (※土曜、日曜を除く午前9時から午後4時まで)
受付場所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(9) 指名通知等	平成20年12月19日(金) (予定)
(10) 入 札	
日 時	平成20年12月25日(木) 午後1時25分
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入札保証金	免除
(11) 契約日	平成20年12月25日(木) (予定)
(12) 契約期間	契約締結日から平成26年2月28日まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。

- ・公募型指名競争入札参加申込書（様式1）(省略)
- ・賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを添付すること。

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジ

ネス）から入手すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は平成20年12月10日(水)から平成20年12月24日(火)までの土曜、日曜および祝祭日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所

秋田市寺内蛭根三丁目24-3

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

(3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市環境部環境総務課 庶務担当

電話 018-863-6633

公募する。

平成20年12月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を

1 入札に付する事項

(1) 件 名	環境賃貸借第18号 風向風速自動測定記録計（検定付き）借上
(2) 物品名・数量	風向風速自動測定記録計（検定付き） 1セット
(3) 仕様書	別紙のとおり
(4) 納入場所	上新城大気測定局 秋田市上新城五十丁字大村屋敷22 秋田市立上新城小学校敷地内
(5) 賃貸借期間	平成21年3月1日から平成26年2月28日まで
(6) 納入期限	平成21年2月28日
(7) 入札参加要件	①秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。 ②上記物品の納入、設置が可能で賃貸借契約を行えること（上記物品の納入、設置のできる①の業者が、賃貸借契約の可能な①の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）。 ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(8) 入札参加申込み	
受付期間	平成20年12月10日(水)から平成20年12月16日(火)まで (※土曜、日曜を除く午前9時から午後4時まで)
受付場所	秋田市環境部 2階 環境総務課
(9) 指名通知等	平成20年12月19日(金) (予定)
(10) 入 札	
日 時	平成20年12月25日(木) 午後1時15分
場 所	秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境部庁舎 2階 大会議室
入札保証金	免除
(11) 契約日	平成20年12月25日(木) (予定)
(12) 契約期間	契約締結日から平成26年2月28日まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。

- ・公募型指名競争入札参加申込書（様式1）(省略)
- ・賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し
※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを添付すること。

イ アの様式1は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知をする。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を連絡する。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加

すること。

※入札書および委任状等は、秋田市ホームページ（ビジネス）から入手すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

3 設計図書等の閲覧および貸出しに関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は平成20年12月10日(水)から平成20年12月24日(火)までの土曜、日曜および祝祭日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所
秋田市寺内蛭根三丁目24-3
秋田市環境部環境総務課 庶務担当

(3) 設計図書等は、秋田市ホームページ（ビジネス）にも掲載

4 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市環境部環境総務課 庶務担当
電話 018-863-6633

秋田市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第16条第1項の規定に基づき、秋田県知事から中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画を表示する図書の送付を受けたので、同法施行令（昭和44年政令第232号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

なお、当該再開発事業に関係のある土地もしくはその土地に定着する物件について権利を有する者は、縦覧された事業計画について意見があるときは、同法第16条第2項の規定に基づき、意見書受付期間内に、秋田県知事に意見書を提出することができる。

平成20年12月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧期間 平成20年12月17日から平成21年1月8日まで
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日は除く。)
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市勢活性化推進本部
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで
- 4 意見書受付期間
平成20年12月17日から平成21年1月22日まで
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日は除く。)
- 5 意見書受付場所
秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設交通部建築住宅課調整・住宅政策班
- 6 意見書受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成20年12月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数

追分駅前自転車等駐車場	18台
上飯島駅前自転車等駐車場	2台
土崎駅前自転車等駐車場	27台
土崎図書館前自転車等駐車場	8台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場	5台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	1台
新屋駅前自転車等駐車場	31台
牛島駅西自転車等駐車場	3台
牛島駅東自転車等駐車場	8台
秋田駅東自転車等駐車場	8台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成20年12月15日から同年12月16日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成21年1月5日から平成21年7月5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、本市で処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活総務課 電話 866-2035

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成20年度第5号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成20年12月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成20年12月25日から平成21年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、御所野ニュータウン第二十三地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成20年12月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

秋田市の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。）第2条第1項および第2項の規定に基づき、市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集するので、条例第2条第3項の規定により公告する。

平成20年12月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田市リフレッシュガーデン（以下「リフレッシュガーデン」という。）
- (2) 所 在 地 秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号
- (3) 条例上の設置目的 勤労者をはじめとする市民にスポーツに親しむ場を提供し、もってスポーツの振興および市民の健康の増進に資するため
- (4) 規 模 等

- ア 敷地面積 93,975㎡ (ゴルフ場)
- イ 延床面積 216.13㎡ (クラブハウス、機材格納庫)
- ウ 各棟概要

名称	構造	階数	延床面積	用途・概要等
クラブハウス	木造	1階建	125.04㎡	クラブハウス、受付、休憩室、カート格納庫
機材格納庫	木造	1階建	91.09㎡	

- エ 開設日 平成5年4月15日 (秋田テルサの附帯施設としてオープン)
- オ 駐車場 約45台
- カ その他 ゴルフコース 9ホール、P A R 29 (1,195ヤード)

2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) リフレッシュガーデンの利用の許可に関すること。
- (2) リフレッシュガーデンの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (3) リフレッシュガーデンの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がリフレッシュガーデンの管理運営上必要と認める業務

3 管理を行わせる期間 (指定期間)

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで (3年間)
ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

4 申請をする団体に必要な資格等

- (1) 申請をすることができる団体
 - ア 法人その他の団体 (以下「法人等」という。) であること。
 - イ 市内に拠点とする事務所を有していること。
- (2) 申請をすることができない団体
 - ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項のいずれかに該当する団体でその事実があった後2年を経過していないもの (同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
 - イ 申請の日において、現に市の指名停止措置を受けている団体
 - ウ 申請の日において、破産手続、再生手続又は再生手続が開始されている団体
 - エ 法人市民税、固定資産税および事業所税を滞納している団体
 - オ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又はその構成員 (暴力団の構成団体の構成員を含む。) もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

5 申請の手続

- (1) 提出書類
 - 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次掲げる書類を添えて提出してください。
 - ア 誓約書
 - イ 指定の期間に係る施設の管理運営業務に関する事業計画

書および収支予算書

- ウ 定款もしくは寄附行為および法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 (申請書提出日現在のもの)
- エ 平成18年度および平成19年度の事業活動の概要を記載した書類
- オ 平成18年度および平成19年度の収支決算書又はこれに類する書類
- カ 平成18年度および平成19年度の財産目録又はこれに類する書類
- キ 平成18年度および平成19年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ク 組織および運営に関する事項を記載した書類 (申請書提出日現在のもの)
- ケ 役員名簿および役員の履歴を記載した書類 (申請書提出日現在のもの)
- コ 固定資産税に係る納税証明書 (平成19年度分)
- サ 法人市民税および事業所税に係る納税証明書 (直近のもの)
- シ 法人の印鑑証明書 (申請書提出日現在のもの)
- ス 類似施設における業務実績を記載した書類 (実績がある場合のみ)
- セ 各種管理資格の写し
- ソ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所 〒010-8560

秋田市山王一丁目1-1
秋田市商工部工業労政課労政担当
電話 018-866-2114

- (3) 受付期間 平成20年12月25日(木)～平成21年1月23日(金) (土・日、祝日、12月29日～1月2日は閉庁しています。)
- (4) 受付時間 午前8時30分～午後5時 (最終日平成21年1月23日は正午まで)

(5) 提出方法

郵送又は持参してください。郵送による場合は、締切日必着
なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めません。

6 選定の方法、基準および時期

- (1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会による選定
 - 秋田市商工部指定管理者選定委員会 (以下「選定委員会」という。) において、申請者から事業計画等の説明を受け、条例第4条の基準に照らし最も適当と認める団体を審査したうえで、指定管理者の候補者および次点候補者を選定します。
- (2) 選定期間および結果の通知
 - 申請者による事業計画等の説明および選定は平成21年1月28日(水)に行い、その結果は書面により速やかに通知します。
- (3) 選定結果の公表
 - 秋田市のホームページに結果を掲載し公表します。

7 募集要項の交付

- (1) 交付場所 秋田市商工部工業労政課
- (2) 交付期間 平成20年12月25日(木)～平成21年1月22日(木) (土・日、祝日、12月29日～1月2日は閉庁しています。)
- (3) 交付時間 午前8時30分～午後5時
郵送で交付を求める場合は、390円切手をはった返信用封

筒を同封してください。

8 現地説明会

- (1) 日 時 平成21年1月9日(金) 午後1時30分
- (2) 場 所 秋田市リフレッシュガーデン（秋田市御所野地蔵田三丁目1番2号）直接、お集まりください。
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する団体は、電話、FAX又は電子メールで、秋田市商工部工業労政課に連絡してください。申込締切は、1月8日(水)午後5時。申し込みの際、法人等の名称および参加希望者をお知らせください。参加者数は1団体3名以内とします。

9 その他

- (1) 申請書類について不明な点がある場合、申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施します。
- (2) リフレッシュガーデンの利用料金は、条例で定める利用料金を上限額として指定管理者が定め、自己の収入として収受するものとします。
- (3) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は辞退届を提出してください。
- (4) その他詳細は募集要項によります。

10 問い合わせ先

秋田市商工部工業労政課労政担当

電 話 018-866-2114

F A X 018-866-2431

メール ro-inpr@city.akita.akita.jp

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成20年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成20年12月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

四ツ小屋末戸松本字向田、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、四ツ小屋小阿地字坂ノ上および手形字山崎の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）

